

伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想

<平成17年3月>

伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想とは

ノーマライゼーションの理念が普及し、バリアフリーが社会的な課題と認識されるようになりました。そして平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行され、駅周辺一帯のバリアフリーが各地で推進されることとなりました。

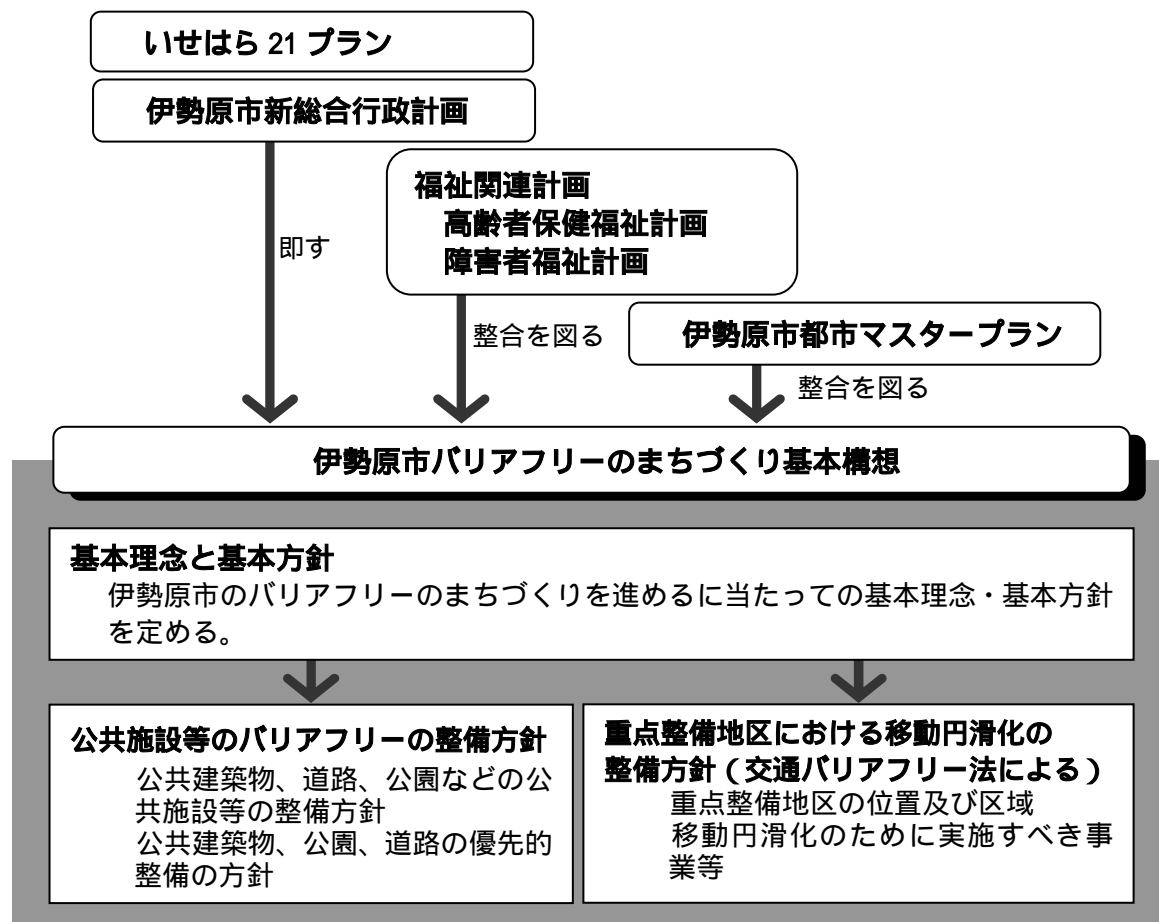
また、伊勢原市では、市民団体が早くからバリアフリーのための取り組みを実践しており、公共施設や公共交通機関でのバリアフリーの実現が求められています。

本構想は、伊勢原市における公共施設等のバリアフリー促進の方向、また、伊勢原駅及び愛甲石田駅を中心とした重点整備地区における、高齢者、身体障害者などの移動の利便性や安全性の向上の取り組みの方向を定めたものです。

今後は本構想に基づいて、伊勢原市のバリアフリーのまちづくりが進められていくこととなります。

伊勢原市バリアフリーのまちづくり基本構想の構成

構想は「いせはら21プラン」などの上位計画に即し、各種の福祉計画、都市計画マスタープランと整合を図って策定されています。



公共施設等のバリアフリーの整備方針

道路及び歩行者空間の整備方針

- ・幹線道路等の整備に際しては、歩行者と自動車の円滑な移動を確保するために歩車道を分離し、安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。
- ・すべての人が安全かつ快適に利用するため、歩道等の幅員の確保や段差の解消等に努めます。
- ・交差点では歩道の切下げなど、視覚障害者や車いす使用者等に配慮した整備を行い、音響式信号機（鳴き交わし式）等の整備に努めます。
- ・視覚障害者の移動を容易にするために、注意喚起場所（交差点、横断歩道等）や公共交通機関（鉄道駅、バス停留所）から視覚障害者の利用が多い施設（専ら視覚障害者の利用する福祉関連施設、市役所等の不特定多数の利用する公共施設等）へと通じる歩道等には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。高齢者、障害者等が円滑に通行できるよう、電柱などの歩道占用物の整理や路上看板等の障害物の整理に努めます。
- ・車乗り入れ部などで横断面に勾配（切下げ）をつける場合は、すべての人が通行しやすいよう平坦部分の確保等に努めます。
- ・夜間においても通行しやすい照度の確保に努めます。
- ・歩道の設置されていない道路においても、排水枳蓋、舗装面の劣化等安全な移動の障害となる施設の改善整備に努めます。

公園の整備方針

- ・公園の出入口は安全かつ円滑な移動ができる構造とするように努めます。
- ・主要な園路については、車いす使用者の通行も考慮した幅員とし、通行の支障となる段差・凸凹は設けないように努め、路面は滑りにくい材料とします。
- ・階段には手摺を設けるとともに、来園者の利用しやすい構造とするように努めます。
- ・園路内に段差や高低差が生じる場合には傾斜路を設け、来園者が安全かつ円滑に利用できるように努めます。
- ・公園内のトイレは、車椅子使用者を始めすべての人が円滑に利用できるように努めます。
- ・公園利用者の駐車場を設ける場合には、主要出入口に近接した位置に、規模に応じて適切な数の車椅子専用の駐車区画を設けるように努めます。
- ・出入口付近などの適切な位置に、公園全体の案内板を設け、また、視覚障害者にも伝わりやすい点字案内等の表示に努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設等、視覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう施設整備に努めます。

公共建築物の整備方針

- ・道路又は駐車場から、建築物の主要な出入口に至る敷地内の通路は、歩行者と車両の分離を原則とし、すべての人が安全かつ円滑に移動できるものとし、
- ・建築物の出入口との関係に配慮し、車いす使用者が利用しやすい駐車場を確保するものとし、
- ・敷地内通路、建築物内廊下等に段差ができる場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるように傾斜路を設けます。
- ・建築物の主要な出入口は、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとし、
- ・廊下は、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとし、
- ・階段手摺の設置、転倒防止を防ぐ構造とします。
- ・新設の2階以上の建築物には、車椅子使用者等に配慮したエレベーターを設置します。
- ・今後、新設するすべての公共建築物については、車椅子使用者を始めとするだれもが利用しやすい「みんなのトイレ」の設置を推進します。
- ・敷地内通路、傾斜路、主要な出入口の前後、階段の上下端等には、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導設備を設けます。
- ・聴覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、施設に応じて文字情報表示を設けます。
- ・大きく分かりやすい案内板等を設けます。
- ・非常口には段差を設けないようにし、電光表示板、一斉放送設備等の設置に努めます。
- ・カウンター、記載台等は、障害等に応じ利用しやすい形状とします。
- ・客席等のある建築物には、必要に応じて車椅子使用者席を設けます。
- ・高齢者、障害者を始めすべての人が円滑に利用できる休憩場等を設けます。

民間建築物の誘導方針

- ・ハートビル法、神奈川県福祉の街づくり条例に合わせたバリアフリー整備誘導を行います。
- ・既存の施設については施設所有者に対して、バリアフリー化についての啓発に努め、施設の整備改善の誘導を図ります。



重点整備地区における移動円滑化の整備方針



愛甲石田駅周辺重点整備地区

特定経路

重点整備地区内で、特定旅客施設 から公共施設、福祉施設 など、高齢者、身体障害者等が日常よく利用する施設までを結ぶ経路で、原則として、平成22年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定められた基準に適合した整備を実施します。

特定旅客施設：一日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の施設

準特定経路

本来であれば特定経路として位置付け、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を進めるべき経路ですが、現時点では、地域の実情や地形の状況等により、平成22年までに歩道等の構造を基準に適合するよう整備することが難しいと考えられる経路であり、今後の見直しの際に、関係路線等の整備の進捗状況に応じて、特定経路としていきます。

歩行者ネットワーク経路

平成22年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を行うことが難しいと考えられるため、中長期的にバリアフリー化を推進する経路で、既存施設の改良などにより、できる限りバリアフリーに配慮した整備に努めます。



伊勢原駅周辺重点整備地区

伊勢原市バリアフリーの基本理念と基本方針

構想の基本理念

だれにもやさしく快適な都市づくり

理念を支える考え方

高齢者や障害者等を含むすべての人々が、共生できる都市づくりを目指します。

高齢者や障害者等を含むすべての人々が持てる能力を十分に発揮し、主体的な社会参加ができる都市づくりを目指します。

交通ターミナルを中心に、各種公共施設のバリアフリー化により、すべての人々が円滑に移動できる都市づくりを目指します。

だれにもやさしく、そして安全で利便性の高い快適な都市づくりを目指します。

構想の基本方針

1．公共施設等のバリアフリーの推進

道路や公園、不特定多数の市民が利用する公共建築物、高齢者や障害者等が利用する福祉施設のバリアフリー化を推進します。

2．交通バリアフリーの推進

伊勢原駅、愛甲石田駅を中心として、駅から公共施設との間の経路を構成する道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化の整備を重点的かつ一体的に推進します。

3．市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

市民、事業者がバリアフリーの都市づくりを理解し、共通の認識に基づいて自主的な取組や活動を行うことが必要となります。行政はそれらの活動や取組に対して、積極的に支援や誘導に努めます。

お問い合わせ

伊勢原市 / 保健福祉部 福祉総務課 & 都市部 都市総務課

〒259-1188

神奈川県伊勢原市田中348番地

Tel.0463-94-4711 (代)

<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/>